

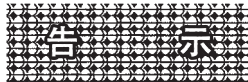
氏名	生年月日	年月日
住所又は居所		
退職年月日	年月日	退職理由

に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第171号

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報（平成17年長野県告示第91号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

表中歯科技工士国家試験の項を削り、同表の准看護師試験の項中

”	”
---	---

を

”	長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課
---	--------------------------

に改め、同表中長野県

農業機械利用技能検定試験の項を削り、同表の長野県農業大学校入

学試験の項中

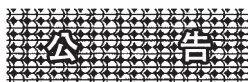
”	”
---	---

を

”	長野県農業大学校
---	----------

に改める。

情報公開・法務課



公告

長野県労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、令和2年3月25日、次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県労働委員会

第9条第2項中「課長」を「次長」に改める。

第10条第1項中「事務を主管する課長」を「次長」に改め、同条第2項中「課長」を「次長」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「課長」を「次長」に改める。

労働委員会事務局



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則第2項中「第16条第3項」の次に「第27条の第3項」を加える。

別表第1の総務部の項中「システム係 新システム開発係」を「システム係」に改め、同表の県民文化部の項中

人権・男女共同 参画課	人権尊重係 男女共同参画係
国際課	外事・パスポート係 国際交流係 多文化共生係

を

人権・男女共同 参画課	人権尊重係 男女共同参画係
----------------	---------------

に改め、同表の健康福祉部の項中「企画調整係 県立病院・医療福祉係」を「企画調整係」に、

医療推進課	管理係 医療計画係 看護係
-------	---------------

を